	分された指定日前事業費額に係る負担金の部分につき年五分、指定日後事業費額に係る負担金の部分につき当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率、同条第五項に規定する事業にあっては、表の第一号の㈣の規定により区分された一般事業費額に係る負担金の部分につき年五分、特定事業費額に係る負担金の部分につき当該特定工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率（同項の規定により指定日前特定事業費額と指定日後特定事業費額とに区分される特定事業費額に係る負担金の部分にあっては、指定日前特定事業費額に係る負担金の部分につき年五分、指定日後特定事業費額に係る負担金の部分につき当該特定工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率）、その他の国営土地改良事業にあっては年〇・一パーセントを超えない率とする元利均等年賦支払の方法（農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧、元年改正前令第五十二条第一項第一号の二、第一号の四及び第五号並びに同条第二項第一号の二及び第一号の四に掲げる事業についての据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該市町村の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法
（注）一　表の第一号の㈠のア及び㈡のイ（同号の㈢又は㈣の規定によりこれらの規定の例による場合を含む。（注）の第三号及び第四号において同じ。）の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（当該事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、次に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、それぞれ次に定める年度の初日とする。 ア　農林水産大臣が、国営土地改良事業の完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合　その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が指定する年度 イ～カ　（略）	

	た指定日前事業費額に係る負担金の部分につき年五分、指定日後事業費額に係る負担金の部分につき当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率、同条第五項に規定する事業にあっては、表の第一号の㈣の規定により区分された一般事業費額に係る負担金の部分につき年五分、特定事業費額に係る負担金の部分につき当該特定工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率（同項の規定により指定日前特定事業費額と指定日後特定事業費額とに区分される特定事業費額に係る負担金の部分にあっては、指定日前特定事業費額に係る負担金の部分につき年五分、指定日後特定事業費額に係る負担金の部分につき当該特定工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率）、その他の国営土地改良事業にあっては年〇・一パーセントを超えない率とする元利均等年賦支払の方法（農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧、元年改正前令第五十二条第一項第一号の二、第一号の四及び第五号並びに同条第二項第一号の二及び第一号の四に掲げる事業についての据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該市町村の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法
（注）一　表の第一号の㈠のア及び㈡のイ（同号の㈢又は㈣の規定によりこれらの規定の例による場合を含む。（注）の第三号及び第四号において同じ。）の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（当該事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十八条第一項の規定により災害復旧を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧のすべてが完了した年度）の翌年度とする。ただし、次に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、それぞれ次に定める年度とする。 ア　農林水産大臣が、国営土地改良事業の完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益のすべてが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益のすべてが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合　その利益のすべてが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が指定する年度 イ～カ　（略）	